総社市職員の再任用に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4 第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

- 第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して 法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職し た者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。) (任期の更新)
- 第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。
- 2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。 (任期の末日)
- 第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に退職した者から適用する。 (任期の末日に関する特例)
- 2 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する 特定警察職員等に該当する消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の 規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	6 4 年

(総社市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 総社市職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成17年総社市条例第30号)の一部を次のよう に改正する

次の表改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動項号」という。)に対応する同表の改正後欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動後項号」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号(以下「追加項号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示を除く。以下この項において「改正部

分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

# 改 正 後

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「法」という。)第24 条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休 日及び休暇に関し必要な事項を定めるものと する。

(1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき1週間当たり38 時間45分を超えない範囲内において規則で定める時間とする。
- 2 略
- 3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は,第1項の規定にかかわらず,休憩時間を除き,4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間を超えない範囲内で,任命権者が定める。
- 4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員及び</u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7</u>時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上。以下この項につ (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第24条第6項の規定に基づ き、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要 な事項を定めるものとする。

#### (1週間の勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき1週間当たり40 時間を超えない範囲内において規則で定める時間とする。
- 2 略

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日<u>の週休日</u>(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従

#### 改 正 後

いて同じ。)の週休日を設けなければならない。 ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

#### (休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を 超える場合においては、少なくとも1時間の休 憩時間を、所定の勤務時間の途中に置かなけれ ばならない。

#### 2 略

(年次有給休暇)

- 第13条 年次有給休暇は、<u>1年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
- (1) <u>次号から第4号まで</u>に掲げる職員以外の 職員 20日
- (2)次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるものその年の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 再任用短時間勤務職員 その者の在職期 間及び勤務時間を考慮し,20日を超えない 範囲内で規則で定める日数

(4) 略

2及び3 略

# 改 正 前

った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

# (休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

#### 2 略

(年次有給休暇)

- 第13条 年次有給休暇は、<u>1の年</u>ごとにおける 休暇とし、その日数は、<u>1の年</u>において、次の 各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に 掲げる日数とする。
  - (1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる職員以外の職員 20日
  - (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって,当 該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えな い範囲内で規則で定める日数

(3) 略

2及び3 略

#### (総社市職員の定年等に関する条例の一部改正)

4 総社市職員の定年等に関する条例(平成17年総社市条例第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改正後	改正前
第5条 <u>削除</u>	(定年退職者の再任用) 第5条 任命権者は、第2条の規定により退職 した者又は前条の規定により引き続き勤務し た後退職した者について、次に該当し、かつ、

改正後	改正前
	公務の能率的運営を確保するため特に必要が
	あると認めるときは、1年を超えない範囲内
	で任期を定め、その者を常時勤務を要する職
	に採用することができる。この場合において,
	その職は、その者が退職する前に任用されて
	いた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と
	認められる職でなければならない。
	(1) 退職する前の勤務成績が良好であるこ
	(2) 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識
	又は技能を有していること。
	2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定
	により更新された任期における勤務成績が良 好である者について、引き続き公務の能率的
	運営を確保するために特に必要があると認め
	るときは、その任期を1年を超えない範囲内
	で更新することができる。
	3 前2項の規定による任期については、その
	末日は、その者に係る定年退職日の翌日から
	起算して3年を超えることができない。
	4 第1項及び第2項の規定を実施するために
	<u>必要な手続は、規則で定める。</u>

(総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年総社市条例第209号)の一部を次のように改正する。

次の表改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動条」という。)に対応する同表の改正後欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの<u>及び</u> 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 28条の5第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員(以下「職員」という。)の給与 の種類は、給料及び手当とする。

 $2 \sim 3$  略

(退職手当)

# 第16条 略

- 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当 するときは、市長は、当該退職をした者に対 し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部 を支給しないこととすることができる。
- (1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒

改正前

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は,給料及び手当とする。

 $2 \sim 3$  略

(退職手当)

# 第16条 略

- 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当 するときは、市長は、当該退職をした者に対 し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部 を支給しないこととすることができる。
- (1)地方公務員法(昭和25年法律第261

改正後	改正前
免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた	号) 第29条の規定により懲戒免職の処分
者	又はこれに準ずる処分を受けた者
$(2) \sim (3)$ 略	(2) ~ (3) 略
$3\sim6$ 略	3~6 略
(非常勤職員等の給与)	(非常勤職員等の給与)
第22条 略	第22条 略
(再任用職員等についての適用除外)	
第23条 第4条,第6条及び第16条の規定	
は,地方公務員法第28条の4第1項,第28	
条の5第1項又は第28条の6第1項若しく	
は第2項の規定により採用された職員には適	
用しない。	
(その他)	(その他)
<u>第24条</u> 略	<u>第23条</u> 略